

## 京都府内における発掘調査等の取扱い基準

### 1 目的

この基準は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知）に基づき、京都府内における開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等の判断基準を定めるものである。

### 2 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うべき遺跡の範囲

この基準で周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うべき遺跡の範囲は次のとおりとし、その所在及び範囲は、関係市町（組合）教育委員会と府教育委員会との間で調整し、府教育委員会が決定するものとする。

- (1) おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とする。
- (2) 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができる。
- (3) 近代以降の遺跡については、地域において特に必要なものを対象とすることができる。

### 3 土木工事前の発掘調査を要する場合の判断基準

- (1) 土木工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は、発掘調査を行うものとする。
- (2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、施工内容等によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれがあると判断される場合は、発掘調査を行うものとする。  
**<埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあると判断される場合の事例等>**
  - 良好な遺物包含層や遺構面の上面から、おおむね厚さ30cm以上の保護層を確保できない場合
  - 対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが2～3m以上の場合
  - 対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが2～3m未満の場合であっても、古墳・堀跡等のように地表面に顕在している遺跡に影響を及ぼす場合
- (3) 道路（植樹帯、歩道等を含む。）、鉄道、橋梁、ダム、河川等の恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。ただし、次に掲げるもののうち、上記（1）及び（2）に該当しないものは発掘調査の対象外とする。
  - ア 道路構造令に準拠していない農道、私道等
  - イ 道路の植樹帯・歩道等のうち、将来にわたって地下埋設物の設置等が予想されない区域
  - ウ ダム予定地内のうち常時満水位より高い区域や河川敷内の高水敷
  - エ 公園、グラウンド、平面駐車場、建築物等
- (4) (2)において、保護層が確保される場合であっても、鋼管杭の打設又は柱状改良等の施工によって埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲については、発掘調査を行うものとする。

#### 4 「工事立会」、「慎重工事」について

発掘調査を要しない場合でも、前記文化庁次長通知の基本的な考え方にに基づき、「工事立会」、「慎重工事」などの必要な措置を実施するものとする。

(1) 「工事立会」とする場合は次のとおりとする。

- ア 掘削深度が浅く遺構面に達しない場合
- イ 盛土内の掘削である場合
- ウ 掘削面積が狭小である場合
- エ 線掘工事の部分
- オ 周辺の状態から遺構が確認される可能性が低い場合
- カ 既に調査済み地点である場合
- キ 既に埋蔵文化財包蔵部分が攪乱されている場合
- ク 鋼管杭・柱状改良等の最大幅又は最大径が1 m未満で、かつ、非連続的に打設又は施工され、埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲の面積が建築面積の5%未満の場合

(2) 「慎重工事」は遺構の状況と工事の内容から、発掘調査及び工事立会の必要がない場合とする。この時、工事実施者に対し、周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事であるとの認識の上、慎重な工事の実施を依頼すると共に、遺構・遺物を発見した場合は、当該市町（組合）教育委員会又は府教育委員会に連絡するよう要請することとする。

#### 5 その他

本基準に定めのない場合は、別途関係者等と協議の上対処するものとする。

#### 6 基準の見直しについて

府教育委員会は、この基準について埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って内容変更の必要が生じた場合、必要に応じ見直すこととする。

#### 附 則

この基準は、平成28年7月1日から適用する。